寄附の禁止について

政治家(候補者、候補者になろうとする者、現に公職にある者)は、選挙区内の人(法人、その他の団体を含む)に対して寄附をしたり(政治団体や親族に対するもの及び政治教育集会などに関する必要やむを得ない実費の補償を除きます。なお、この実費の補償であっても食事は提供できません。)、あいさつ状を出したりすることは禁止されています。また、有権者が政治家に対して寄附を求めることも禁止されています。

「寄附」とは、現金に限るものではありません。花輪や記念の置物、トロフィー、飲食物など、多少でも金銭的価値のあるものを無償で提供すること、また、それを約束することも寄附に当たります。

次のようなものは「寄附」に当たります。

各種会合への御祝儀

祭りへの寄附や差し入れ

地域の運動会やスポーツ大会への差し入れ

親睦旅行への差し入れ

開店祝いの花輪やお祝い

葬式の花輪や供花

お中元やお歳暮

入学・卒業・就職・結婚・出産等のお祝い









その他

年賀状、暑中見舞いなどの時候のあいさつ状(答礼のための直筆によるものを除く) あいさつを目的とする有料広告

次のようなものは除かれます。

自らが出席する結婚披露宴の御祝儀

自らが出席する葬式・通夜の香典

(ただし、選挙に関してなされた場合や、通常一般の社交の程度を超えている場合は処罰されます。)

みんなで守ろう「三ない運動」

政治家は有権者に寄附を

贈らない!

有権者は政治家に寄附を

求めない!

政治家から有権者への寄附は

受け取らない!